日本照明工業会ガイド

水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン

ガイドB 012：2016

2016年（平成28年） 10月14日　制定

一般社団法人　日本照明工業会

Japan Lighting Manufacturers Association

まえがき

このガイドは，一般社団法人日本照明工業会が制定した団体規格であり，光源デバイス環境対策小委員会が原案を作成し，光源デバイス技術委員会の審議を経て，理事会で承認したものである。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

日本照明工業会ガイド

ガイド B012:2016

水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン

1　背景と目的

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第 18 条に基づき，消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供が努力義務として要求されている。

経済産業省及び環境省は，これを受け，情報提供の望ましい在り方を解説し，水銀使用製品の製造・輸入事業者がその情報提供を行う上で参考とするよう，「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以下「政府ガイドライン」）を公開した。

この**ガイド B012** は，上記「政府ガイドライン」に従い，（一社）日本照明工業会が，水銀使用ランプの製造・輸入事業者による上記努力義務達成に資する目的で，平成 28 年（西暦 2016 年）10 月に制定及び公開したものである。

注記　本文 **2**～**6** の記載において，本ガイドとして追加又は変更した箇所を参考までに下線で示す。下線のない部分は，政府ガイドラインの記載通りである。

2　対象範囲

(a)　国内において流通する全ての水銀使用ランプに係る製造・輸入事業者。

(b)　消費者への情報提供を対象とする。なお，組込製品に組み込むことを前提に組込製品の製造事業者に販売される場合の，当該組込製品製造事業者への情報提供も対象とする。

3　用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は，以下のとおりである。

(a)　水銀使用製品，新用途水銀使用製品：「水銀使用製品」とは，水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）が使用されている製品をいい，「新用途水銀使用製品」とは，既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品をいう。（組込製品を含む。）

(b)　組込製品：水銀使用製品を部品又は材料として用いて製造された製品。

(c) 情報提供 : 表示, パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載, 販売店での告知等，譲渡先が当該製品に水銀等が使用されていること（水銀等使用）等を認識できるようにすること。

(d) 表示：製品本体又はそれに付随するもの（添付文書その他の取扱説明書やパッケージ）に，水銀等使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと。

(e) 消費者：水銀使用製品のエンドユーザーであり，当該製品を一般廃棄物として排出する者及び産業廃棄物として排出する者（個人，事業者）。

(f) 既製造品：本ガイドラインの公表日までに製造又は輸入された水銀使用製品。

(g) 水銀使用ランプ，新用途水銀使用ランプ：「水銀使用製品」，「新用途水銀使用製品」のうち，ランプ製品をそれぞれ「水銀使用ランプ」，「新用途水銀使用ランプ」という。

4 情報提供の在り方

4.1 基本方針

(a) 水銀使用製品の廃棄時における環境汚染を防止すべく、製品からの水銀回収や焼却処理の防止を進めるためには、その廃棄時における適正分別・排出が必要である。

(b) 水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供を、水銀使用製品としての取扱いが必要であることが消費者にとって容易に分かりやすい形で行う。なお、消費者にとって容易に分かりやすい形での情報提供は、消費者による製品選択にも効果がある。

4.1.1 今後製造される製品の適正分別・回収の促進に関する基本方針

(a) 製品廃棄段階で水銀等が使用されていると認識することの容易さの観点では，表示による情報提供が表示以外の方法（パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載，販売店での告知等）よりも優先され，また，表示の中では製品本体表示＞パッケージ表示＞取扱説明書記載の順に優先されるが，以下の水銀使用ランプの種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当である。

- ✓ 製品の大きさ・形状，販売・使用形態，水銀含有量
- ✓ 廃棄された水銀使用ランプを適正に回収・処理するための市町村等の措置
- ✓ 消費者や組込事業者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等を踏まえ求められる取組
- ✓ 情報提供の費用
- ✓ 水銀そのものが容易に見えるか否か

(b) 既製造品に関する情報提供も踏まえつつ，パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載，販売店での告知等について，上述の考慮すべき状況を踏まえて，効果が大きいと考えられるものを併せて行うことが適当である。

4.1.2 既製造品の適正分別・回収の促進に関する基本方針

(a) 既製造品への表示は困難であることから，表示以外の情報提供を行う。

(b) 上述の考慮すべき状況や，既製造品の推定量及び今後の見込み等を踏まえ，パンフレット･カタログへの掲載･配布やウェブページへの掲載，販売店での告知等について，効果が大きいと考えられるものを行うことが適当である。

4.2 情報提供の内容・方法

水銀使用ランプの情報提供は，**4.1** の基本方針を踏まえ，下記のとおり行う。

4.2.1 表示

(a) 水銀等の使用を認識すること等により，市町村等の分別・回収ルールその他廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を消費者が認識できるものであること。なお，**4.1** を踏まえた上で，分別・回収の重要性や水銀等の使用箇所，水銀の含有量（重量，濃度）についての情報も可能な限り含めることが望ましい。パッケージ表示や取扱説明書記載を併せて行うことで，更に表示以外の方法を併せて行うことで，必要な情報提供を補完することも考えられる。

(b) 表示には，分かりやすい，統一感のあるシンプルなものを用いる。(表示の統一感や効率性の観点からは，海外における表示との整合性も考慮)。

(c) 製品廃棄段階で水銀等が使用されていることが容易に認識されることが重要であることから，本体表示を行う際は，製品の廃棄段階まで維持される方法とする。

(d) 消費者による製品選択に資するという意味では，販売店店頭で選択される商品については，パッケージ表示の効果は比較的大きいと考えられる。

(e) 推奨される表示方法を，**附属書 A** に示す。

4.2.2 表示以外の情報提供

(a) 水銀使用ランプのうち，使用者が多数であるもの，カタログ・パンフレット及びウェブページにおいて選択されるものへの効果が比較的大きいと考えられる。

(b) 水銀使用ランプの判別方法，分別･回収の重要性，処分方法に関する情報を含める。カタログ・パンフレットへの掲載・配布，ウェブページへの掲載，販売店での告知等により行う。なお，消費者による製品選択に資するという意味では，製品選択の際に直接目にする情報提供の方法や場所での情報提供の効果は比較的大きい。情報の内容に応じ，カタログ・パンフレット，ウェブページ及び販売店の中から複数活用することも考えられる。

(c) 推奨される表示以外の情報提供の方法を，**附属書 B** に示す。

4.3　その他

(a) 輸入製品についても、国内製造製品と同様に情報提供を行う。

(b) 特に製造・輸入事業者のうち中小企業の割合が高い水銀使用製品に関しては、業界全体での後押しも重要である。

(c) 新用途水銀使用ランプにおける表示等の情報提供については、当該新用途水銀使用ランプのもたらす人の健康の保護又は生活環境の保全に係る損失を抑制するための対策の一つとして、表示の有無等、当該ランプの水銀含有に係る情報提供手法の見通しについても考慮することが適当。なお、含めるべき情報、表示場所等については水銀使用ランプの基本的な考え方に準じる。

5　情報提供の開始時期

法第 18 条の施行日は平成 28（2016）年 12 月 18 日であるが，ウェブ上での情報提供等，製品や包装のデザインを変更する必要がない手段による情報提供については，当該施行日以前においても，順次実施していくことが望ましい。ただし，表示に係る情報提供については，当該規定の施行日以降，個別の製品等の版の更新時期に合わせて順次実施していく等，効率的・効果的に開始することが望ましい。

なお，当該施行日以前に版の更新等がある場合には，施行日以前に前倒しして実施してもよい。

6　ガイドラインの見直し

このガイドラインは，政府ガイドラインの見直し，関連法規の動向，自治体等の分別・回収状況等に応じて，適宜見直すものとする。

附属書 A

水銀使用ランプへの表示

A.1　一般事項

今後製造される水銀使用ランプには，水銀等の使用に関する情報を，次の要領で表示する。なお，表示は，本体 **4.1.1** の基本方針に基づき，製品本体への表示＞パッケージへの表示＞取扱説明書への表示の順に優先させることが望ましい。

A.2　適用範囲

日本国内で販売するものであって，今後製造される水銀使用ランプに適用する。

注記　一般廃棄物として扱われる可能性の高い家庭用水銀使用ランプへの適用を優先しつつ, 本体 **4.1.1** の基本方針を踏まえた上で，可能な限りすべての水銀使用ランプに適用することが望ましい。

A.3　表示方法

A.3.1　ランプ本体への表示の場合

ランプ本体の見えやすい場所に，次に示すような水銀使用マークを表示する。

(a) 水銀使用マーク

Ⓗg 又は Hg

(b) 水銀使用マークの寸法

目視で識別できる大きさとする。（推奨 3.5 mm 以上）

(c) 表示の強度

容易に消えないこと。

(d) 表示の例

A.3.2　パッケージ又は取扱説明書への表示の場合

パッケージ又は取扱説明書に，**A.3.1** に示すような水銀使用マークのほかに，「水銀使用」及び「使用済みランプの排出方法」に関する次のような趣旨の情報を表示する。

「○○ランプは水銀使用製品です。家庭では自治体ルールに従い分別・排出し，事業所等では法令に従い処理してください。」

附属書 B

水銀使用ランプへの表示以外の情報提供

B.1　一般事項

水銀使用ランプへの水銀等の使用に関する表示以外の情報提供は，次に掲げる 2 つの方法について，次の要領で実施する。

(a) ウェブページへの掲載
(b) カタログ・パンフレットへの掲載

B.2　適用範囲

日本国内で販売する水銀使用ランプに適用する。

B.3　情報提供の方法

B.3.1　ウェブページへの掲載

水銀使用ランプの水銀等の使用に関する情報について，次のような内容をウェブページに掲載する。なお，(一社) 日本照明工業会のホームページへのリンクによる掲載でもよい。ただし，ホームページを有しない場合は，この限りではない。

(a) 水銀使用ランプの種類
(b) 水銀使用ランプの見分け方
(c) 一般的な水銀含有量
(d) 使用済み水銀使用ランプの排出方法

B.3.2　カタログ・パンフレットへの掲載

カタログの各種水銀使用ランプのトップページ又はそれに準じる場所に，「水銀使用」及び「使用済みランプの排出方法」に関する次のような趣旨の情報を掲載する。また，パンフレットの場合も、カタログに準じた情報を掲載する。

(a) ○○ランプは，水銀使用製品ですので，一般家庭から排出される場合は，ガラスの破損に注意し，自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。
(b) ○○ランプは，水銀使用製品ですので，事業所等から排出される場合は，廃棄物処理法に則り適正に行ってください。

注記　「水銀使用」については，次の例のように，水銀使用ランプの特性表等に記載してもよい。

(例) 形名	希望小売価格	商品コード	ご注文形名	在庫	標準梱包	光源色	寸法(mm)		質量(g)	口金	定格ランプ電力(W)	ランプ電流(A)	全光束(lm)	定格寿命(h)	適合点灯管	適合電子点灯管	**水銀含有**
							管径	管長									
FL20SS/EX-N/18	…	…	FL20SS/EX-N/18	◎	25	3波長昼白色	29	580	112	G13	18	0.35	1470	15000	FG-1E FG-1P	FE1E	**有**

ガイド B012:2016

水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン

解説

1　制定の趣旨

このガイドは，経済産業省及び環境省が公開した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以降，政府ガイドラインという。）(1)を受けて，（一社）日本照明工業会が，法第 18 条(2)に基づく水銀使用ランプの製造・輸入事業者による努力義務達成に資する目的で制定したものである。

注(1)　政府ガイドラインは，下記 URL から閲覧可能。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/hyoujiguide.pdf

注(2)　法第 18 条は，事業者の責務として「水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することに資する情報を提供するよう努めなければならない。」としている。

2　本体各構成要素の解説

本体の内容は，水銀使用ランプの製造・輸入事業者が参考にすべき事項に関して，政府ガイドラインの内容をほぼそのまま採用し，追加又は変更した箇所については下線を付した。各箇条における追加又は変更した内容は次の通りである。ただし，単に理解度をあげるために追加した補足的文言の説明は省略する。

2.1 対象範囲（本体の箇条 2）

「水銀使用製品」を「水銀使用ランプ」に変更して対象範囲を明確にした。なお、この変更はこのガイドのタイトルも含め全般的に実施している。以降，この変更については言及しない。

2.2 用語の定義（本体の箇条 3）

「**(g)** 水銀使用ランプ，新用途水銀使用ランプ」の定義を追加した。

2.3　表示（本体の 4.2.1）

「**(e)** 推奨される表示方法を，**附属書 A** に示す。」を追加し，さらに推奨される具体的な表示方法を**附属書 A** として追加した。

2.4　表示以外の情報提供（本体の 4.2.2）

「**(c)** 推奨される表示以外の情報提供の方法を，**附属書 B** に示す。」を追加し，さらに推奨される具体的な表示以外の情報提供の方法を**附属書 B** として追加した。

2.5 情報提供の開始時期（本体の箇条 5）

表示に関して，施行前も計画的に進められるよう，「なお，当該施行日以前に版の更新等がある場合には，施行日以前に前倒しして実施してもよい。」を追加した。

2.6 ガイドラインの見直し（本体の箇条 6）

政府ガイドラインの見直しのほか，関連法規の動向，自治体等の分別・回収状況等に応じて，適宜見直すとした。

2.7 水銀使用ランプへの表示（附属書 A）

推奨される水銀使用ランプへの表示について，一般事項，適用範囲及び具体的な表示方法を**附属書 A** として追加した。

本体 **4.1.1** の基本方針に基づき，表示の中でも製品本体への表示＞パッケージへの表示＞取扱説明書への表示の順に優先させることが望ましいとし，製品本体への表示の場合とパッケージ又は取扱説明書への表示の場合について具体的な表示方法を示した。

製品本体への表示方法としては，表示スペース等を考慮して，米国の各州やカナダが水銀使用ランプに求めている表示を参考に，水銀使用マーク「(Hg)又は Hg」を表示することとした。また，パッケージ又は取扱説明書への表示方法としては，水銀使用マークとともに「使用済みランプの排出方法」に関する文言を表示することとした。

2.8 水銀使用ランプへの表示以外の情報提供（附属書 B）

推奨される水銀使用ランプへの表示以外の情報提供について，一般事項，適用範囲及び具体的な情報提供の方法を**附属書 B** として追加した。

表示以外の情報提供の方法としては，ウェブページへの掲載及びカタログ・パンフレットへの掲載について実施することとし，具体的な掲載内容を示した。なお，販売店での告知については特に触れていないが，必要に応じ同様の内容で対応していただきたい。

3　原案作成委員会の構成表

原案作成委員会の構成表を，次に示す。

光源デバイス環境対策小委員会

（主　　査）	伊藤　隆弘	ＮＥＣライティング株式会社
（副 主 査）	山内　政典	パナソニック株式会社エコソリューションズ社
（委　　員）	米田　賢二	岩崎電気株式会社

	氏家　啓一	ウシオ電機株式会社
	飯田　匡	三共電気株式会社
	久保　良博	ＤＮライティング株式会社
	川島　淨子	東芝ライテック株式会社
	松原　滋	野村興産株式会社
	赤堀　伸二	浜松ホトニクス株式会社
	高橋　喜将	日立アプライアンス株式会社
	町田　浩	フェニックス電機株式会社
	乾　裕紀	プリンス電機株式会社
	渋谷　信之	三菱電機照明株式会社
（関 係 者）	豊田　和久	日立アプライアンス株式会社
（事 務 局）	八木　敏治	一般社団法人日本照明工業会
	柳　正	一般社団法人日本照明工業会